（別記様式第１号）

計画作成年度	平成２８年度
計 画 主 体	鹿児島県指宿市

指宿市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担当部署名　指宿市農政部農政課
所在地　鹿児島県指宿市十二町３０１番地
電話番号　０９９３－２２－２１１１（内線712）
ＦＡＸ番号　０９９３－２７－００８１
メールアドレス　sangyo-norin@city.ibusuki.lg.jp

1．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ノウサギ・タヌキ・カラス・ヒヨドリ・スズメ サル・アナグマ・ドバト・カモ・シカ・キジ
計画期間	平成２９年度～平成３１年度
対象地域	鹿児島県指宿市全域

2．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（平成２７年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品　目	被害数値	
イノシシ	野菜（かぼちゃ） いも類（さつまいも） 水稲	12.0ha 16.0ha 0.3ha	558千円 799千円 9千円
ノウサギ	野菜（葉菜類）	6.0ha	169千円
タ ヌ キ	野菜（スイカ等）	7.2ha	264千円
カ ラ ス	野菜（そらまめ等） 果樹（びわ等） いも類（さつまいも）	11.8ha 1.4ha 1.6ha	530千円 113千円 29千円
ヒヨドリ	野菜（キャベツ等） 果樹（ポンカン等）	61.1ha 2.4ha	3,155千円 212千円
ス ズ メ	水稲	2.3ha	44千円
サ　ル	豆類（そらまめ等）	0.4ha	15千円
アナグマ	野菜（スイカ等）	10.0ha	776千円
ド バ ト	—	—	
カ　モ	—	—	
シ　カ	—	—	
キ　ジ	—	—	
合　計		132.5ha	6,673千円

（２）被害の傾向

①イノシシ

イノシシの被害は，年間を通して発生しており，さつまいも等への食害が多く発生している。特に開聞地域の山間部で多く発生しているが，近年は耕作放棄地の増加等により市街地近くの畑に出没し農作物を食害する事例も発生している。

②ノウサギ

ノウサギの被害は，年間を通して発生しており，山川地域で多く被害が発生している。野菜類の新芽や葉を食害するため収穫物を出荷できないなどの影響がでている。

③タヌキ

タヌキの被害は，年間を通して市内全域に発生しており，野菜類にキズ等が付き出荷ができないものもある。

④カラス

カラスの被害は，年間を通して市内全域に発生しており，出荷前の果樹や野菜等を食害している。また，定植直後の苗を抜取る被害も多く発生している。

畜産関係においては，飼料の盗食や家畜への危害が発生している。

⑤ヒヨドリ

ヒヨドリの被害は，市内全域に発生している。１２月から３月にかけ葉菜類や豆類，果樹を食害するため，収穫時の収量に影響がでている。年により被害の変動が大きいが平成２６年度は甚大な被害を受けた。

⑥スズメ

スズメの被害は，市内全域に発生している。６月から１０月にかけ収穫前の水稲を食害し，収穫時の収量に影響がでている。

⑦サル

サルの被害は，池田湖周辺のほ場に発生しており，収穫前の果樹や野菜等を食害している。近年，住宅街への出没も見られ，住民への危害も心配される。

⑧アナグマ

アナグマの被害の多くは，市内全域に発生している。野菜類にキズを付けたり食害し，出荷ができないものもある。近年そらまめ等への被害が多く発生している。

⑨ドバト

ドバトによる被害は少ないものの，家畜飼料の盗食や，は種後の種をほじくり出す被害が発生している。また，建物に侵入するため，排泄物による生活環境被害が発生している。

⑩カモ

カモによる被害は少ないものの，収穫前の稲穂への食害が発生している。

⑪シカ

シカの被害は，山川地域の山と隣接している一部ほ場で，ほ場内に進入しマルチを踏み荒らす被害が発生している。また，近年市内北部の山林でも捕獲されており，今後，農作物や樹木への被害が発生することが懸念される。

⑫キジ

キジによる被害は，近年，９月頃に豆類の苗を抜き取る被害が報告されており，農家の方は植え替えをする等の対応を行っている。

（３）被害の軽減目標

指標（被害金額）	現状値（平成２７年度）	目標値（平成３１年度）
イノシシ	1,366千円	956千円
ノウサギ	169千円	118千円
タヌキ	264千円	184千円
カラス	672千円	470千円
ヒヨドリ	3,367千円	2,356千円
スズメ	44千円	30千円
サル	15千円	10千円
アナグマ	776千円	543千円
ドバト	—	—
カモ	—	—
シカ	—	—
キジ	—	—
合計	6,673千円	4,667千円

指標（被害面積）	現状値（平成２７年度）	目標値（平成３１年度）
イノシシ	28.3ha	19.8ha
ノウサギ	6.0ha	4.2ha
タヌキ	7.2ha	5.0ha
カラス	14.8ha	10.3ha
ヒヨドリ	63.5ha	44.4ha
スズメ	2.3ha	1.6ha
サル	0.4ha	0.3ha
アナグマ	10.0ha	7.0ha
ドバト	—	—
カモ	—	—
シカ	—	—
キジ	—	—
合計	132.5ha	92.6ha

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課　　題
捕獲等に関する取組	被害農家等からの捕獲要請依頼に基づき，猟友会と連携して有害鳥獣捕獲を実施している。 センサーカメラを活用しながら被害状況や獣種の確認を行う。また，補助事業で箱わなを導入し捕獲体制の整備を行なった。 H25　箱わな　65基 H26　箱わな　6基 　　ｾﾝｻｰｶﾒﾗ　1台 H27　箱わな　14基	捕獲従事者の高齢化に伴い，有害鳥獣捕獲の実施が困難となる恐れがあることから，捕獲従事者の育成・確保や，経験年数の浅い捕獲従事者の捕獲技術向上を図る必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	座談会，講習会やチラシによる周知や，補助事業活用による電気柵，防鳥網の導入を行なった。 また，防鳥網設置に関する試験ほ場を設け，設置方法についての検討を行った。 H25　電気柵　1,310m H26　電気柵　500m 　　防鳥網　622a H27　防鳥網　549a	防鳥網の設置に関しては，経費・労力面での負担が大きいが，補助事業の活用により経費面については軽減されてきている。しかし，設置に係る労力面での負担が大きいため，簡易な設置方法の検討を引き続き行なう必要がある。

（５）今後の取組方針

被害軽減目標を平成27年度被害規模の30%減とし，各種施策を進める。

これまでは，山間部周辺での被害が主であったが，近年は市街地での被害も確認されるなど，被害は拡大傾向にある。特に，農地においては，耕作放棄地などの鳥獣の生息しやすい環境の増加が被害拡大の一因となっている。

このようなことから，関係機関との連携を図り，地域ぐるみの総合的な対策に取り組む。

【今後の計画】

１．地域懇談会，現地研修会の開催等を通じた農業関係者への普及・啓発
２．地域ぐるみで耕作放棄地の解消や放任果樹の伐採など，地域に野生鳥獣を寄せ付けない取り組みを進める。
３．捕獲と防護柵，防鳥網による防除の両面での被害防止対策を推進する。
４．捕獲従事者の育成対策を講じる。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

指宿市内の猟友会を中心とした捕獲隊との連携により有害鳥獣捕獲を実施する。

住民からの被害報告があった場合には，現地確認後に捕獲隊に依頼し捕獲を行う。また，これまでの状況から被害が予想されるときには，予察捕獲も行う。

猟具別の隊員数は散弾銃４５名，空気銃７名，わな１２名となっている。

今後は，捕獲の強化及び捕獲従事者の確保のためにも農家自ら狩猟免許を取得し捕獲隊への参加も推進する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取　組　内　容
２９年度	ｲﾉｼｼ・ﾉｳｻｷﾞ ﾀﾇｷ・ｶﾗｽ ﾋﾖﾄﾞﾘ・ｽｽﾞﾒ ｻﾙ・ｱﾅｸﾞﾏ ﾄﾞﾊﾞﾄ・ｶﾓ ｼｶ・ｷｼﾞ	有害捕獲の担い手として，新規の狩猟免許取得者確保のために，座談会・研修会を通じて狩猟免許取得への勧誘を行ない捕獲従事者を確保する。 捕獲報奨金に関しては，支給は今後も継続しておこなう。
３０年度	ｲﾉｼｼ・ﾉｳｻｷﾞ ﾀﾇｷ・ｶﾗｽ ﾋﾖﾄﾞﾘ・ｽｽﾞﾒ ｻﾙ・ｱﾅｸﾞﾏ ﾄﾞﾊﾞﾄ・ｶﾓ ｼｶ・ｷｼﾞ	新規の狩猟免許取得者に対し，熟練の猟友会員や関係機関による捕獲従事者の捕獲技術向上及び安全対策の指導を行ない捕獲従事者を育成する。 また，新規の狩猟免許取得者の捕獲隊への勧誘や捕獲報奨金の支給は今後も継続しておこなう。
３１年度	ｲﾉｼｼ・ﾉｳｻｷﾞ ﾀﾇｷ・ｶﾗｽ ﾋﾖﾄﾞﾘ・ｽｽﾞﾒ ｻﾙ・ｱﾅｸﾞﾏ ﾄﾞﾊﾞﾄ・ｶﾓ ｼｶ・ｷｼﾞ	箱わなや銃による効果的な捕獲活動ができるよう，熟練の猟友会員や関係機関による捕獲従事者の捕獲技術向上及び安全対策の指導を行ない捕獲従事者を育成する。 また，新規の狩猟免許取得者の捕獲隊への勧誘や捕獲報奨金の支給は今後も継続しておこなう。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
①イノシシ 過去３ヵ年のイノシシの捕獲数は，平成 25 年度 216 頭，平成 26 年度 225 頭，平成 27 年度 308 頭となっている。これまで被害報告の無かった地域での被害も発生しており，生息域も拡大していると思われる。 こうしたことから，捕獲計画数を 400 頭とし，市内全域で銃又はわなにより捕獲の実施を行う。 ②ノウサギ 過去３ヵ年での捕獲実績はないが，野菜類の新芽や葉への被害が多いことから，捕獲計画数を 50 羽とし，市内全域で銃又はわなにより捕獲の実施を行う。 ③タヌキ 過去３ヵ年のタヌキの捕獲数は，平成 25 年度 0 頭，平成 26 年度 2 頭，平成 27 年度 6 頭となっており，特にそらまめ等への被害が多いことから捕獲計画数を 100 頭とし，市内全域で銃又はわなにより捕獲の実施を行う。 ④カラス 過去３ヵ年のカラスの捕獲数は，平成 25 年度 392 羽，平成 26 年度 412 羽，平成 27 年度 668 羽となっており，特に果樹や野菜、家畜の飼料への被害が多いことから，捕獲計画数を 1,000 羽とし，市内全域で銃又はわなにより捕獲の実施を行う。 ⑤ヒヨドリ 過去３ヵ年のヒヨドリの捕獲数は，平成 25 年度 128 羽，平成 26 年度 1,893 羽，平成 27 年度 111 羽となっている。ヒヨドリは渡り鳥であるが，渡りの時期になっても渡りをせず市内に住み着いているヒヨドリを多く見かけるようになった。このことから農作物への被害も恒常的に発生することが心配される。 こうしたことから，捕獲計画数を 3,000 羽とし，市内全域で銃により捕獲の実施を行う。 ⑥スズメ スズメの捕獲実績はないが、特に収穫前の稲への被害が多いことから、捕獲計画数を 100 羽とし、市内全域で銃により捕獲の実施を行う。

捕獲計画数等の設定の考え方
⑦サル サルの捕獲実績はないが，野菜，果樹への被害が近年増加傾向にあることから，捕獲計画数を 5 頭とし、市内全域で銃又は捕獲箱により捕獲の実施を行う。また，住宅地域での出没も見受けられるようになり，捕獲が必要な状況になった場合はわな等で捕獲する。 ⑧アナグマ 過去３ヵ年のアナグマの捕獲数は，平成 25 年度 0 頭，平成 26 年度 18 頭，平成 27 年度 63 頭となっているが，平成 28 年度は 200 頭近くの捕獲数が見込まれる。以前よりスイカ等の果菜類への被害が発生していたが，近年そらまめ，スナップえんどう等のマメ類への被害が多くなってきた。このことから捕獲計画数を 300 頭とし，市内全域で銃又はわなにより捕獲の実施を行う。 ⑨ドバト 過去３ヵ年のドバトの捕獲数は，平成 25 年度 0 羽，平成 26 年度 0 羽，平成 27 年度 68 羽となっている。現在は，家畜の飼料への被害が発生しているが，今後農作物への被害も懸念されることから、捕獲計画数を 200 羽とし，市内全域で銃により捕獲の実施を行う。 ⑩カモ カモの捕獲実績はないが、特に収穫前の稲への被害が懸念されることから捕獲計画数を 50 羽とし、市内全域で銃により捕獲の実施を行う。 ⑪シカ 過去３ヵ年のシカの捕獲数は，平成 25 年度 0 頭，平成 26 年度 0 頭，平成 27 年度 10 頭となっている。最近シカの目撃情報も寄せられ，野菜，果樹，林産物への被害が懸念されることから，捕獲計画数を 100 頭とし、市内全域で銃又はわなにより捕獲の実施を行う。 ⑫キジ キジの捕獲実績はないが，近年，豆類の苗を抜き取る被害が報告されており野菜類への被害が懸念されることから，捕獲計画数を 50 羽とし，市内全域で銃により捕獲の実施を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	２９年度	３０年度	３１年度
イノシシ	４００	４００	４００
ノウサギ	５０	５０	５０
タ ヌ キ	１００	１００	１００
カ ラ ス	１，０００	１，０００	１，０００
ヒヨドリ	３，０００	３，０００	３，０００
ス ズ メ	１００	１００	１００
サ ル	５	５	５
アナグマ	３００	３００	３００
ド バ ト	２００	２００	２００
カ モ	５０	５０	５０
シ カ	１００	１００	１００
キ ジ	５０	５０	５０

捕獲等の取組内容
銃器及びわな若しくは捕獲箱や網により原則として狩猟期間を除いた期間で、農作物の収穫時期等被害発生が予期される時期を重点に，有害鳥獣捕獲隊により市内全域で捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
	該当なし

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容		
	２９年度	３０年度	３１年度
イノシシ アナグマ タヌキ	電気柵 3,000m	電気柵 2,000m	電気柵 2,000m
ヒヨドリ	防鳥網 10ha	防鳥網 10ha	防鳥網 10ha

（２）その他被害防止に関する取組

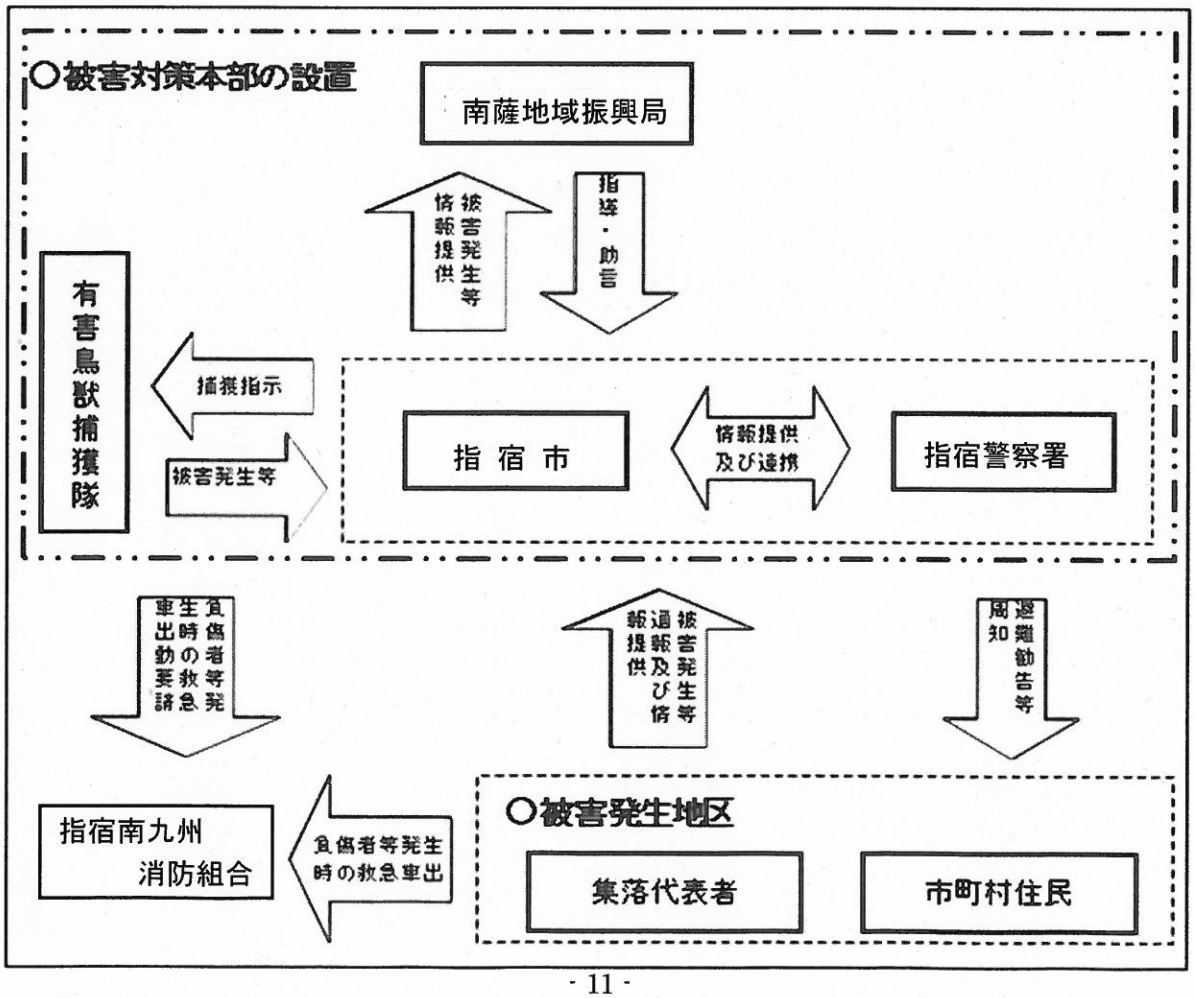
年度	対象鳥獣	取　組　内　容
２９年度	ｲﾉｼｼ・ﾉｳｻｷﾞ ﾀﾇｷ・ｶﾗｽ ﾋﾖﾄﾞﾘ・ｽｽﾞﾒ ｻﾙ・ｱﾅｸﾞﾏ ﾄﾞﾊﾞﾄ・ｶﾓ ｼｶ・ｷｼﾞ	鳥獣被害対策実施隊が中心となり，被害発生が恒常化している地域を中心に侵入防止柵の設置・管理指導や，農作物残さの適正処理，耕作放棄地の解消等による鳥獣が住みづらい環境整備の推進を管理講習会等の現地研修会を通じて実施する。 （重点取組地区：尾掛地区，池田地区，上野地区）
３０年度	ｲﾉｼｼ・ﾉｳｻｷﾞ ﾀﾇｷ・ｶﾗｽ ﾋﾖﾄﾞﾘ・ｽｽﾞﾒ ｻﾙ・ｱﾅｸﾞﾏ ﾄﾞﾊﾞﾄ・ｶﾓ ｼｶ・ｷｼﾞ	鳥獣被害対策実施隊が中心となり，被害発生が恒常化している地域を中心に侵入防止柵の設置・管理指導や，農作物残さの適正処理，耕作放棄地の解消等による鳥獣が住みづらい環境整備の推進を管理講習会等の現地研修会を通じて実施する。 （重点取組地区：新西方地区，尾下地区，脇地区）
３１年度	ｲﾉｼｼ・ﾉｳｻｷﾞ ﾀﾇｷ・ｶﾗｽ ﾋﾖﾄﾞﾘ・ｽｽﾞﾒ ｻﾙ・ｱﾅｸﾞﾏ ﾄﾞﾊﾞﾄ・ｶﾓ ｼｶ・ｷｼﾞ	鳥獣被害対策実施隊が中心となり，被害発生が恒常化している地域を中心に侵入防止柵の設置・管理指導や，農作物残さの適正処理，耕作放棄地の解消等による鳥獣が住みづらい環境整備の推進を管理講習会等の現地研修会を通じて実施する。 （重点取組地区：小牧地区，福元地区，川尻地区）

５．対象鳥獣による住民の生命，身体又は財産に係る被害が生じ，又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

指宿市	被害対策本部を設置する。 人的被害等の情報収集を行う。 住民への周知を行う。（避難等の勧告） 関係機関との連絡調整を行う。 捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施を行う。
南薩地域振興局	関係法令及び被害防止対策の指導及び助言を行う。
指宿警察署	住民の安全の確保対策を行う。（避難等の勧告） 銃器使用の捕獲時の指導及び助言を行う。 住民からの被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の問い合わせ内容の情報の提供を行う。
指宿南九州消防組合	負傷者等発生時の救急車の出動
有害鳥獣捕獲隊	加害鳥獣の緊急捕獲を行う。 加害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報の提供を行う。
集落代表者	被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報の提供を行う。

（２）緊急時の連絡体制



６．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	指宿市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役　　割
指宿市	事務局を担当し，協議会に関する連絡調整を行う。また，鳥獣被害防止対策に関する情報提供や技術指導を行う。
いぶすき農業協同組合	対象地域を巡回し，営農（技術）指導・情報提供を行う。 鳥獣被害防止に関する指導及び助言を行う。
南薩農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
かごしま森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
南薩地域振興局	有害鳥獣関連情報の提供，被害防止技術の指導を行う。
指宿警察署	狩猟事故防止に関する情報提供を行う。
鹿児島森林管理署	国有林に関する情報提供，被害防止技術の情報交換等を行う。
指宿市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と，有害鳥獣の捕獲を行う。
鳥獣保護員	有害鳥獣の生息状況等の情報提供を行う。
集落代表者	被害状況の把握及び情報提供を行う。
農業者代表	被害状況の把握及び情報提供を行う。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役　　割
九州農政局（国）	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供，その他必要な連携を図る。
鹿児島県	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供，その他必要な連携を図る。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成２５年３月１９日設立。市職員１１名（平成 29 年２月 28 日現在）により結成され，被害防止策の普及・啓発や有害鳥獣の捕獲等を行う。
今後，民間隊員の加入についても検討する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

指宿市鳥獣被害防止対策協議会が中心となって集落住民に対し被害対策についての普及啓発を図り，地域が主体となった追い払い活動や野生鳥獣の住処となる耕作放棄地や放任果樹の解消を促進する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣捕獲後の処理については，イノシシは食用及び埋却処分とし，その他については、焼却・埋却を行う。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

有用な資源ではあるが，捕獲数量，捕獲後の解体・流通等の状況から加工施設の整備には至ってないところである。今後も必要性や費用対効果を考慮しながら判断する。

９．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

指宿市鳥獣被害防止対策協議会が中心となって，関係機関と連携し，講演会，情報交換会，現地研修会を開催する。

また，鳥獣により住民の生命又は身体に対する危害が発生しないよう情報発信に努め，被害が生じ，又は生じるおそれのある緊急時の捕獲については関係機関と連携し対応を図る。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成２２年度（１期）	平成２３年２月１４日
平成２５年度（１期変更）	平成２５年７月３０日
平成２５年度（２期）	平成２６年４月１０日
平成２７年度（２期変更）	平成２７年５月１８日
平成２８年度（２期変更）	平成２８年８月　１日
平成２８年度（３期）	平成２９年４月　７日